品質確保法による揮発油販売業者の申請・届出に必要な添付書類一覧

区分	時期、様式と添付書類 / 区分と変更の具体的内容	申請・届出の時期	様式番号	様式と必要な書類・資料（行政指導による添付資料を含む。） 登録免許税 原本	様式2	様式3の2	様式4	様式5	様式9	危険物免状 写し	分析受託証明 原本	商業登記簿謄本 原本	住民票 原本	戸籍謄本 原本	誓約書	全部譲渡契約書 写し	消防申請許可 写し	建築確認通知 写し	分析委託契約 写し	住居表示通知 原本	経路証明・誓約 原本	賠償契約・約款 写し	分析結果証明 原本	備考
			A4	注2	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A4	定形	定形	定形	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A4	定形	様式サイズ
登録申請	新規事業者のSS新設	事前	1	●	●				●	●	●	●（又）	●		●		●	●						
登録申請	新規事業者のSS買い受け、借り受け	事前	1	●	●				●	●	●	●（又）	●		●									注5、注6参照
登録申請	新規事業者の軽灯油・自家用スタンドからのSS転用	事前	1	●	●				●	●	●	●（又）	●		●		●（※1）							※1：油種変更届出の写し
登録申請	組織変更（個人→法人、法人→個人）	事前	1	●	●				●	●	●	●（又）	●		●									注5：法人←→個人
変更登録申請	新設・移設によるSS増	事前	6		●				●	●	●						●	●						
変更登録申請	軽灯油・自家用スタンドからの転用によるSS増	事前	6		●				●	●	●						●（※1）							※1：油種変更届出の写し
変更登録申請	SS買い受け、借り受けによるSS増	事前	6		●				●	●	●													注5、注6参照
変更登録申請	SS売り渡し、貸し渡しによるSS減	事前	6																					注5参照
変更登録申請	SSの一部廃棄、軽灯油・自家用スタンドへの転用	事前	6																					
変更登録申請	代表者等担当役員の変更	事前	6									●			●									注7参照
承継届	個人業者の相続	事後	3			※2	●（又）	●	○	○			●	●	●									※2：承継者以外の全相続権者が各々作成
承継届	法人業者の合併	事後	3						○	○		●			●									吸収合併又は新会社設立
承継届	既登録業者の事業の全部譲渡	事後	3			●			○	○						●								注4、注5参照
承継届	新規業者の事業の全部譲渡	事後	3			●			○	○		●（又）	●		●	●								注4、注5参照
氏名等変更届	SS設備規模の変更	事後	7														●（※1）							※1：油種変更届出の写しでも可
氏名等変更届	法人名等事業者名称の変更	事後	7									●（又）		●										
氏名等変更届	本社（個人事業者の現住所）の移転	事後	7									●（又）	●											
氏名等変更届	SS・本社・個人住居表示実施・変更	事後	7																	●				
氏名等変更届	登録SS名称の変更	事後	※3																					※3：他の手続に合わせた届出でも可
廃止届	全SS売り渡し、貸し渡し	事後	8																					注5参照
廃止届	組織変更（個人→法人、法人→個人）	事後	8																					注5参照
廃止届	全SSの廃棄又は軽灯油・自家用スタンドへの転用	事後	8																					
廃止届	事業全部の譲渡	事後	8																					注4、注5参照
諸届出	品質管理者の変更	事後	9				（選任時のみ）			●														注8参照、同一人の複数SSでの兼務は不可
諸届出	品質分析の委託、委託廃止	事後	13																●	（委託届時のみ）				注8参照、
分析の軽減	品質維持計画の認定申請	※4	10																		●	●	●	※4：計画開始の1か月前の日まで
分析の軽減	品質維持計画で定めた流通経路等の変更	事後	11																					揮発油品質維持計画変更届出が必要
分析の軽減	計画終了日の変更認定申請	※5	12																		●		●	※5：計画終了日の1か月前の日まで

①原則、品質維持計画の効力は引き続き有効
②登録SSであること等を示す表示板を訂正
③○は品質管理者に変更がある時、選任届

〈様式1：登録申請書、様式2：事業計画書、様式3：承継届出書、様式3の2：事業全部譲渡証明書、様式4：相続同意証明書(相続権者が複数の場合)、様式5：相続証明書(相続権者が一人の場合)、様式5の2：揮発油販売業者事業承継証明書(分割)〉

〈様式6：変更登録申請書、様式7：氏名変更等届出書、様式8：廃止届出書、様式9：品質管理者選任(解任)届出書、様式13：分析委託(委託廃止)届出書〉

(注1)申請書、届出書に押印する印章は、登録された印鑑を用いて下さい。

(注2)登録免許税は、新規登録を受ける場合、最寄りの金融機関から、 ” 博多税務署 ” あて30,000円を納税して下さい。 なお、変更登録申請時の納税は不要です。

(注3)分析受託証明書は、（社）全国石油協会福岡試験センター(電話0120-092-136)又はその他の登録分析機関に揮発油の分析委託申込を行い、交付を受けて下さい。

(注4)揮発油販売業者の事業の全部の譲り受けとは、揮発油販売業の遂行のために必要な契約上の地位等全ての債権債務を引き継ぐことで、単なるSS買い受け、借り受けはこれに該当しません。

(注5)個人業者の法人への組織変更、法人業者の個人への組織変更、SS譲り受け、事業の全部の譲渡の手続には、同時にSSの譲り渡し業者の手続を行って下さい。

(注6)経済産業大臣の登録を受けた事業者からのSS譲り受けに係る登録申請・変更登録申請には、SSの譲り渡し業者の変更登録申請書・廃止届出書の写し（受付印付き）を添付して下さい。

(注7)業務担当役員を兼ねる法人代表者の変更は、担当役員の変更にも該当し変更登録申請をすべき事項となります。この場合、代表者変更の氏名変更届出は省略しても差し支えありません。

(注8)SS減の変更登録申請又は廃止届出を行ったSSについては、品質管理者解任届出と分析委託廃止届出を省略しても差し支えありません。

・自家用スタンドとは、一般消費者への揮発油の販売を行わず、自己所有車のみへ供給するスタンドをいいます。

〈九州経済産業局　資源エネルギー環境部　石油課〉

2016/8/24